



会 務 通 信

W e b 版

No.324

【令和4年5月号】

会員数 / 個人会員 1,065 名
法人会員 58 法人(4月1日現在)

愛知県土地家屋調査士会 令和4年5月2日発行

- ◆ 組織改革 会長 梅村 守
- ◆ 総務財務部会報告 総務財務部部員 石川 直哉
- ◆ 企画研修部会報告 研修部長 田中 智司
- ◆ 企画広報部会報告 企画広報部部員 稲山 亮二
- ◆ 支部紹介 昭和支部(第7回) 広報委員 安田 真由美
- ◆ 第11回理事会報告 広報副部長 中島 健太
- ◆ 第4回定例研修会報告 企画研修部部員 神野 典一
- ◆ 第5回土地家屋調査士ガイダンス報告 企画広報部理事 佐野 潤
- ◆ 事務局からのご案内
- ◆ 編集後記

組織改革



調査士会館に設置した懸垂幕

会長 梅村 守



この原稿を書いている今、ウクライナでは戦禍の中、大きな戦争犯罪が発覚し、世界中の非難がさらに大きくなっています。コロナ感染者数も再び増加の気配を見せ始めています。この会務通信が発行されるゴールデンウィークの頃には、この世界的な困難が多くの方が望む方向へと向かっていてくれることを願うばかりです。

さて、左の写真ですが、令和3年度事業方針大綱にある「調査士会館の立地条件や建物の特性を活かした広報活動」として、企画広報部の尽力により懸垂幕の設置が完了しました。

日々の業務の中で土地家屋調査士の知名度の低さは、調査士であれば誰もが感じていることですし、悔しい思いをされている方もおられると思います。この広報活動をきっかけとして、会員皆が知名度向上に知恵を出してまいりましょう。

同じ事業方針大綱の項目の組織改革について、新しい体制が出発して 1 年が過ぎようとしていますので、ここで触れてみたいと思います。

★組織改革の定着

理事の人数の削減、部員の創設などの会則改正がなされ、今年度から新しい体制で会務運営がスタートしていきます。これは、数十年にわたって行われてきた会務の慣行を大きく変革するものであり、試行錯誤が必要だと思われますが、いち早く軌道に乗せることに傾注します。

組織改革の中で大きな変更である、常任理事会を原則開催せず、理事会の毎月開催については実行してきました。

従 来

常任理事会	12 回 / 年
理事会	6 回 / 年 計18 回 / 年

新

常任理事会	原則 0 回 / 年
理事会	12 回 / 年

理事会を毎月開催することにより、発議から執行までの時間が短縮できるようになり、迅速な会務執行が可能となりました。また、従来、課題となっていた常任理事の負担が少し減り、その負担が平理事へ分散されるようになりました。当初の目論見どおりに進んでいますが、常任理事会が開催されないことで、十分に練られていない議案が理事会に提出されることもあり、部会においてより議論を深めてから、理事会に提案することが課題となってきます。その部会ですが、下記のように新しく 3 合同部会制を採用しました。

従 来

総務部
財務部

→

3合同部会

総務財務部

→

6部会 (3合同部会)

総務部
財務部

企画部

研修部

→

企画研修部

企画研修部

→

企画 (業務) 部

研修部

企画部

広報部

→

企画広報部

企画広報部

→

企画 (社会事業) 部

広報部

関連の深い 2 つの部が連携して事業を発案、実行しやすいように採用しましたが、従来の 5 部会から 3 部会になるとともに、部員制の導入によって各部会の会議の人数が多くなり、密度の濃い議論がしにくくなったことと、総務財務部であれば総務、企画研修部であれば研修、企画広報部であれば広報に重心が傾いてしまいがちになっていました。

そこで、令和 4 年度からは、総務部、財務部、企画(業務)部、研修部、企画(社会事業)部、広報部の 6 部会に分け、必要に応じて、総務と財務、企画(業務)と研修、企画(社会事業)と広報の 3 合同部会制も併用しながら、進めることにしています。

試行錯誤が必要だと思われると大綱に書いてあるとおりですが、令和 4 年度中には今後十数年にわたる組織の形を定め、よりよい会務運営がしていけるように、さらに改革を実行してまいります。会員の皆様方におかれましては、引き続き、ご指導ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。



総務財務部会報告

総務財務部部員 石川 直哉



令和3年度から総務財務部の部員を務めることになりました、豊田支部の石川直哉と申します。部員として会務に携わることとなってから早1年が経過し、月日が経つのは早いと感じています。まだまだ分からないことばかりではありますが、少しでも会務に貢献できるよう努めてまいります。

私事ではありますが、開業当初からお世話になっている、とある土地家屋調査士の方々からのお声掛け・お誘いがあり、2年ほど前から年に1～2回、釣り旅行に参加させていただいています。釣りは小学5年生頃から始め、地元の川や野池によく出向いていました。社会人になってからは、ほとんどすることはなかったので、久しぶりということもあり、毎回非常に楽しい旅行となっています(今のところ初回以外はボウズを免れています)。



また、道中の会話の9割以上は、仕事や土地家屋調査士業務とは無関係のプライベートな内容ですが、時折、土地家屋調査士としての経験談や、私が会員登録する前の歴史・情報など、貴重な話を聞くことができ、楽しさの中に学ぶところもある、とても有意義な旅行であると思っています。お誘い・企画していただいた方々には感謝申し上げるとともに、改めて土地家屋調査士同士のタテ・ヨコの繋がりの大切さを実感しています。

令和4年4月5日に令和4年度第1回総務財務部会が開催されましたので報告いたします。詳しくは本会HPに会議録が掲載されていますので、そちらも併せてご確認をお願いします。

合 同

1. 会則の一部改正について
2. 各委員会報告
3. その他

総務部

1. 事業計画・事業経過報告について
2. 綱紀委員会規則の一部改正について
3. 役員等選任規則の一部改正について
4. 定時総会について
5. 役員選挙について
6. 会員情報管理システムについて
7. 専務のPC購入について
8. その他

財務部

1. 事業計画・事業経過報告について
2. 予算案について
3. 育児介護休業規程の改正について
4. 就業規則の改正について
5. 支部会計について
6. 財政調整積立金について

会務については、これまで全く気にすることなく、他人任せで知ろうとも思っていませんでしたが、役員の皆様が長い時間をかけ、苦労されながら様々な協議をされていることを部員になって初めて知ることとなりました。今まで役員として会務に貢献されてきた諸先輩方に感謝し、微力ではありますが、部員として会務に貢献し、恩返しできればと思います。

企画研修部会報告

研修部長 田中 智司



桜の季節を経て、日に日に暖かくなってきました。コロナ禍ではあるものの、政府は経済を回す方向に向かっています。しかしながら、ロシアのウクライナ侵攻、物価高など新たな問題が生じ、まだまだ私たちの生活においては不安材料が多く残っています。少しでも早く世界情勢が安定し経済が回復していくことを期待しています。

一方で、約 3 年間というコロナの時代によって業務の仕方、生活様式にも大きな変化が起こりました。特に、移動をしない、集まらない、外に出ないという生活スタイルが定着しました。Zoom などによるオンラインでの対話、参集せずでの物事の取組などがその一端だと思います。

当会の研修においても、この間に大きく変化いたしました。定例研修会の YouTube 配信によるオンライン研修の導入や、新入会員業務研修の一部講義内容におけるビデオ研修の導入などが挙げられます。定例研修会におきましては、アンケートなどで会員の皆様のご意見を聞かせていただき、今年度も参集形式とオンライン形式を併用したスタイルで実施していきたいと思っています。

さらに昨今は情報が氾濫し、また個人の価値観の多様化などによって社会が複雑になってきており、そのことによって土地家屋調査士の業務を行う上で多くの専門知識の修得ばかりではなく、個人の資質の向上も必要となってきました。そのためには現在の定例研修会のみでは学ぶ機会が少なく思われます。そこで今年度から、定例研修会において日本土地家屋調査士会連合会の e ラーニングの導入を検討します。e ラーニングはその分野の専門家が講師となったビデオを閲覧し、それをもって研修するものであり、分野も技術的なものから法律的なもの、また、マナーに関するテーマなども挙げられています。研修部においては、従来の定例研修の補完をする内容としては最適だと考えています。今年度後半の定例研修会で実施する予定ですので、よろしくお願いいたします。

そのため会員の皆様におかれましては、事前準備として皆様のパソコンでの連合会ホームページの会員登録と e ラーニング受講の設定をお願いします。詳細につきましては追って通知させていただきます。

研修部は、今後も会員の皆様の業務に役立てるような研修を提供していきたいと思っています。よろしくお願い申し上げます。

連合会のホームページ画面



企画広報部会報告

企画広報部部員 稲山 亮二



企画広報部の部員の名古屋北支部の稲山亮二です。
今回は筆界調査委員能力担保研修会について執筆します。

令和3年度筆界調査委員能力担保研修会は、筆界調査委員を対象とした研修であり、令和4年2月18日ウインクあいちにおいて開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況を考慮し、参集での研修会を中止し後日動画配信となりました。今回の動画配信は全会員を対象としていたもので、筆界調査委員以外の会員も見いただけたと思います。



講師の名古屋法務局民事行政部不動産登記部門 総括表示登記専門官 角間隆夫氏から「境界と筆界」、「筆界特定における筆界の調査」、「筆界特定における筆界の検討」、「筆界特定の機能」、「筆界特定の実例」を講義していただきました。筆界特定について、どのように判断されているか説明されており、私たちが境界確定を行うなかで、現況と地図等が相違し判断に悩まれる事件ではとても参考になります。

筆界特定制度とは、土地の所有者として登記されている人などの申請に基づいて、筆界特定登記官が、外部専門家である筆界調査委員の意見を踏まえて、現地における土地の筆界の位置を特定する制度です。私も筆界調査委員として筆界特定制度に携わっています。

私が経験した筆界特定の申請理由として、境界確定請求訴訟の申出を行ったところ裁判所から境界確定の鑑定等の手続きを行う前提として、筆界特定を申請するよう指示があった事例があり、裁判所においても筆界特定制度が評価されています。境界確定の専門家である土地家屋調査士が筆界調査委員として貢献することで、私たちの制度並びに業務内容を国民に広く伝え、知名度・認知度向上が期待できます。是非とも筆界調査委員として声がかかった際は、ご協力をお願いします。

第1回企画広報部会が4月7日に参集会議で開催されました。
主な議題は以下のとおりになります。

合 同

- ・懸垂幕シート取付説明
- ・理事会報告
- ・各委員会 PT 報告
- ・令和4年度企画(社会事業)部と広報部のあり方について
- ・懸垂幕について
- ・動画作成について
- ・地図読み人について
- ・新聞広告について

企画(社会事業)部

- ・新城青年会議所主催「中学生のキャリア教育」について
- ・インターンシップについて
- ・その他

広報部

- ・自由業フレッシュマンフォーラムについて
- ・東海工業専門学校講演会について
- ・会務通信リニューアルについて
- ・その他

会館東側壁面に懸垂幕昇降装置を設置しました。懸垂幕での調査士会館の存在の周知、調査士の認知度の向上のための広告、イベントの告知などの広報を行います。

調査士会館近くを通る際には、是非確認してみてください。



会館壁面に設置した懸垂幕装置



支部紹介 ～昭和支部～

第7回



愛知県土地家屋調査士会の各支部で行われている事業や県内各地域の特色を支部選出の広報委員が紹介します！

昭和支部は、名古屋市昭和区、千種区、瑞穂区、天白区、日進市、東郷町の6つの地域からなる愛知県で唯一、支部内に法務局がない支部です。現在82名の会員と5法人が所属しています。

昭和支部の地域内には、おそらく皆さんが一度は訪れたことのある名所、憩いの場がいくつもあります。あらためて、ご紹介したいと思います。

●昭和区

当会の研修が行われる名古屋市公会堂は、昭和区の鶴舞公園の中にあります。この『鶴舞公園』は、明治42年に開設された、名古屋市が最初に設置した和洋折衷の大公園で「日本さくら名所100選」にも選定されている公園です。

コロナ禍で、昨年、一昨年は、ゆっくり桜を見て歩くこともできなかったこともあり、今年の春は、随分賑わっていたようです。また、初夏になるとバラがきれいに咲き誇っているのを見かけます。ほかに園内には、由緒ある噴水塔をはじめ、奏楽堂、鶴々亭、普選記念壇、鶴舞中央図書館などがあります。



鶴舞公園の桜

●千種区

『東山動植物園』は、学校の遠足や家族で一度は訪れたことのある場所ではないでしょうか。

この動植物園は、東山公園内にある名古屋市営の動植物園で、昭和12年に開園しており、コロナ禍前のデータでは、年間入場者数は、日本国内で上野動物園に次ぐ約240万人とのことで、飼育種類数は日本一、敷地面積も日本最大級、入園料は、ほかの動物園と比べると安く設定されているとのことです。入園料：大人 500 円（高校生以上）中学生以下は無料



東山動植物園の入口

●瑞穂区

『名古屋市博物館』を訪れたことのある方も多いでしょう。

昭和 52 年に開館した歴史系博物館で、常設展「尾張の歴史」は旧石器時代から現代までの名古屋の歴史を中心に展示してあります。

特別展示も企画されているようで、今は、特別展「DC展 スーパーヒーローの誕生」(令和 4 年 3 月 8 日から 5 月 8 日まで)といったテーマで、展示されています。

スーパーマンエリア、バットマンエリア、スーサイド・スクワッドエリア、ワンダーウーマンエリア、ジャスティス・リーグエリアの 5 つの展示エリアを通じて、時代とともに形を変え、オリジナルのキャラクターと物語を作り続けるアメコミ出版社DCの 80 年以上の歴史とその魅力が紹介されていて、ちょっとした異空間に入り込めそうです。

●天白区

名所ではありませんが、皆さんご存じの『平針運転免許試験場』は、天白区にあります。老朽化のため建て替え工事が行われていましたが、令和 2 年 5 月から新庁舎で稼働を開始しており、新庁舎はバリアフリー設計になっている他、子育て支援に配慮した施設として子どもと一緒に免許更新時の講習を受けられる親子ルームや、授乳室、託児所などが備えられているそうです。



また、この近隣に『農業センター dela ふぁーむ』があり、農業に親しむ機会の少なくなった市民に、農業に親しみながら、ゆったりと憩うことのできる施設として利用されています。牛の放牧場、さまざまな鶏がみられる展示鶏舎、ふ化の見られるふ化展示室などの畜産施設、花の展示施設、野菜の栽培温室、野菜の畑などの園芸施設、芝生広場と約 700 本のしだれ梅園などを自由にご覧いただけるほか、農業センターで搾った生乳を使って作られた牛乳・アイスクリームも楽しめる施設です。



農業センターdela ふぁーむ しだれ梅まつり

●日進市

日進市は、名古屋市隣接の市であり、家族で訪れ楽しめる施設も多くあります。その中の一つが、『愛知牧場』です。

愛知池の近くに広がる大牧草地で、名古屋近郊では珍しい本格的な牧場です。どうぶつひろばや乗馬などで動物達と触れ合ったり、パターゴルフやバーベキューなどをして一日楽しむことができます。また、「モーハウス」では、大好評のしぼりたての牛乳やソフトクリームをお楽しみいただけます。(天白区からのアイスクリーム続きですが・・・)



愛知牧場 引き馬体験



●東郷町

東郷町は、もともと農業が中心の町であったこともあり、現在も田んぼや畑があり、自然が多く残る緑のまちです。そこにある『愛知池』は、東郷町・日進市・みよし市にまたがる愛知用水の調整池です。この愛知池では、昭和 39 年以来、中日本レガッタ(愛知県ボート協会主催)が開催されており、愛知県のボートのメッカとなっています。

そして、ボートを町民スポーツと位置付け、町民の健康づくりと全国のボート愛好者のふれあい、集いの場となっています。また、周囲の管理用道路は、一周約 7.4 キロメートルあり、ランニングやウォーキングなど多くの人に利用されています。



各地域のちょっとしたスポットをご紹介しましたが、このゴールデンウィークの気分転換、家族サービスにいかがでしょうか。

(広報委員 安田 真由美)

※写真出典:愛知県の観光情報サイト「Aichi now フォトギャラリー」

第 11 回理事会報告

日 時：令和 4 年 3 月 16 日(水)午後 1 時 00 分～同 7 時 30 分

会 場：本会会議室及び各事務所(WEB 会議)

議事に先立ち、梅村会長から延期された年次研修が 8 月 9 日と 16 日に決定したとの挨拶があった。続いて堀寄公嘱協会理事長、小島政連会長、水野連合会理事の挨拶があった。議事録署名者に中津川理事、中島理事が指名され、理事会が開催された。以下、議事について報告する。

【協議・審議事項】

1. 本会と協働会との事務負担費等について
2. 資料センター運営委員会規則一部改正(案)について（一括上程）
3. 資料センターの業務の代理及び営業権の使用について（一括上程）

川合副会長から協働会との営業委託契約及び業務委託契約について説明がされた。協議・審議の結果、賛成多数で可決承認された。後藤企画部長から資料センター運営委員会規則一部改正について、また協働会に営業権を使用させることについて説明がされた。協議・審議の結果、全会一致で可決承認された。

4. 大綱・予算指針及び事業計画について

渡辺総務部長から令和 4 年度の大綱・予算指針及び事業計画について説明がされた。協議・審議の結果、全会一致で可決承認された。

5. 事務職員の昇給(案)について

樹神財務部長から事務局職員の昇給案について説明がされた。協議・審議の結果、全会一致で可決承認された。

6. 名城大学寄附講座を開講することについて

大岩副会長から名城大学寄附講座の開講について説明がされた。協議・審議の結果、全会一致で可決承認された。

7. あいち境界シンポジウムのチラシ等の印刷について

大岩副会長からあいち境界シンポジウムのチラシ・ポスターの印刷について説明がされた。協議・審議の結果、全会一致で可決承認された。

8. 会館壁面懸垂幕について

大岩副会長から会館壁面懸垂幕の費用変更について説明がされた。協議・審議の結果、全会一致で可決承認された。

【協議事項】

1. 事業経過報告について

渡辺総務部長から令和 3 年度の事業経過報告について説明がされた。協議の結果、継続協議となった。

2. 定時総会について

渡辺総務部長から定時総会の開催方法について説明がされた。協議の結果、継続協議となった。

3. 会則の一部改正について

4. 綱紀委員会規則の一部改正について(一括上程)

5. 役員等選任規則の一部改正について(一括上程)

渡辺総務部長から会則の一部改正、綱紀委員会規則の一部改正、役員等選任規則の一部改正について説明がされた。協議の結果、次回理事会に審議で上程することとなった。

6. 就業規則及び育児介護休業規程の改正について

樹神財務部長から育児介護規程の改正について説明がされた。協議の結果、継続協議となった。

7. 予算案について

樹神財務部長から令和4年度の予算案について説明がされた。協議の結果、継続協議となった。

8. 年次研修不参加者に対する指導要領の改正について

田中研修部長から年次研修不参加者に対する指導要領の改正について説明がされた。協議から審議に全会一致で変更され、審議の結果、全会一致で可決承認された。

【報告事項】

1. 来館者及び電話相談の集計について

2. 令和5年度中部ブロック総会について

3. 月次報告について

4. 第1回事前監査報告について

5. 支部会計について

6. 地域福利増進事業について

7. 令和4年度第1回勉強会の実施について

8. 第1回定例研修会の件

9. 令和3年度年次研修延期の件

10. 地図読み人について

【その他】

1. 令和4年度からの各部の番号について

2. 支部長会議からの確認事項について

最後に藤吉監事が所見を述べ、会議を終了した。

※理事会の詳細については、愛知会ホームページで議事録をご覧ください。

(広報副部長 中島 健太)

第4回定例研修会報告

1 研修内容・講師

第1部 地域福利増進事業について

講師:愛知県土地家屋調査士会 副会長 諸岡 佳昭 氏

第2部 民法(相続法の改正及び令和3年4月立法の件)、土地基本法改正と土地家屋調査士実務について

講師:愛知県土地家屋調査士会 顧問 伊藤 直樹 氏

2 日時・会場・出席者数

開催日時:令和4年2月22日(火)

開催場所:名古屋市公会堂4階ホール

会場出席者数:75名(補助者1名) 合計76名

YouTube 配信

配信日時:令和4年3月15日(火)～令和4年4月3日(日)

WEB アンケート回答数(出席者数):97名



講師の伊藤顧問

令和3年度第4回定例研修会について、以下のとおり報告します。

第1部では、諸岡佳昭副会長から、地域福利増進事業について講義をいただきました。地域福利増進事業とは、所有者不明土地を利用して、地域住民等の福祉や利便の増進のための施設を整備することができる制度です。国土交通省が地域福利増進事業等の実施に向けた取組みを支援する「所有者不明土地対策の推進に向けた先進事例構築モデル調査」の対象として、当会が稲沢市で計画している事業が採択され、そのための取組みが現在行われています。これまでの経過報告をしていただきました。

第2部では、伊藤直樹顧問から、民法(相続法の改正及び令和3年4月立法の件)、土地基本法改正と土地家屋調査士実務についての講義をいただきました。令和3年4月21日「民法・不動産登記法の一部改正」「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が成立しました。メインは、①相続登記の義務化②土地・建物の住所移転等、名義人表示変更登記の義務化③遺産分割協議の期限は10年④相続土地の国庫帰属⑤その他です。それぞれの項目について業務に関連する事項を含めて有意義な講義をいただきました。

研修会終了後、各関係団体からの報告がありました。

愛知県土地家屋調査士政治連盟の古川幹事長、愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の堀寄理事長、調査士愛知協働会の川合副理事長にご報告をいただきました。

令和4年度の定例研修会も、コロナウイルスの感染状況を考慮しながら行っていきます。皆さまの参加をお待ちしております。よろしくお願いいたします。

次回、令和4年度 第1回定例研修会

日時:令和4年6月30日(木)午後1時30分から午後5時00分(予定)

場所:名古屋市公会堂4階ホール

内容:インボイス制度について

(企画研修部部員 神野 典一)

第5回土地家屋調査士ガイダンス報告

令和4年3月26日13時30分から、ウインクあいち(愛知県産業労働センター)において、日本土地家屋調査士会連合会中部ブロック協議会と東京法経学院名古屋校の共同開催による『土地家屋調査士ガイダンス』が行われました。

ガイダンスは3部制で、第1部 資格取得者への説明会(試験制度、予備校講座、受験勉強に関する心構え、合格者の特徴等)、第2部 開業希望者への説明会(開業者の体験談)、第3部 個別相談会が行われました。

来場者の特徴としては、これから受験をされる方よりも、既に試験を合格している方の参加が多いようでした。

個別相談会は、おもに開業に関する相談でした。大まかな内容としては、①開業と現在の就職先との兼ね合い、②一般業務の受託・営業方法、③嘱託業務の受託・営業方法、④業務の習得方法でした。

個別相談を受けながら、相談員である私も自分のことを顧みながら答えることも多くあったため、その内容を書き留めておきたいと思います。



事例：土地家屋調査士業務を未経験の者が現在、測量会社に勤務しているが、社内独立が可能であるか？

あくまでも私見であるが、模範解答をだすのであれば、土地家屋調査士としての職務の独立性が担保されれば問題ないと答えるところでしょう。しかし、その実現の可能性はどうなのでしょう。

給料や経営資源を土地家屋調査士でない測量会社が握っている場合に、測量会社と土地家屋調査士は見解の相違がある場合に、土地家屋調査士としての職務の全うが可能なのでしょうか。



挨拶する梅村会長

できないのであれば、独自に事務所を構えなければならない。そのため、妻子があり、会社からの給与で生活している相談者が、開業資金と経営が軌道に乗るまでの無収入期間への不安・リスクは、開業・登録前からの準備として当然負うべきものです。

しかし、受験者増や登録者増が叫ばれている中で、愛知県土地家屋調査士会としてサポートできること、例えば事務所の M&A(廃業事務所と新規登録者のマッチング)等、検討の余地はないのでしょうか。

受験者・登録者増に向けて、資格の認知度の向上が叫ばれていますが、次に求められるのは、開業支援ではないかと感じました。

(企画広報部理事 佐野 潤)



(左)第2部で講演する中島広報副部長

(下)第3部個別相談会の様子



業務に関するお知らせ(3月18日から4月18日)

- 3月30日 成年年齢引下げ後に成年に達した若年者に対する適切な対応について
- 3月31日 「法務省不動産登記法第14条第1項地図作成作業規程(基準点測量を除く)解説書」の電子データについて
- 3月31日 登記所備付地図作成作業の実施に係る調達手続等に関する留意事項について
- 4月8日 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議について
- 4月8日 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則及び同法律の実施に関するガイドラインの一部改正について
- 4月8日 不動産登記規則及び不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について
- 4月8日 消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)への対応に関するQ&Aの公表等について
- 4月8日 東日本大震災に関し被災者生活再建支援法が適用された地域に所在する不動産の登記における登録免許税の課税標準及び筆界特定の申請手数料の算定の取扱いについて
- 4月8日 司法書士法施行規則及び土地家屋調査士法施行規則の一部を改正する省令の公布について
- 4月18日 登記情報提供サービスの利用時間の拡大について

以上、ホームページ>会員の広場>通知・通達へ掲載しました。



事務局からのご案内

4月の入会者

ふるかわ たつや

古川 達也(岡崎支部)

愛知第 3078 号

〒 444-0863

岡崎市東明大寺町 11 番地 2

TEL 0564-87-2727

FAX 0564-87-2728

みよし まさき

三次 真揮(知多支部)

愛知第 3079 号

〒 470-2102

知多郡東浦町大字緒川字寿久茂 168 番地

TEL 0562-34-8740

FAX 0562-34-5628

やすい ひさし

安井 久司(豊田支部)

愛知第 3080 号

〒 473-0936

豊田市西岡町裏畑 3 番地 5

TEL 0565-53-2331

FAX 0565-53-2350

たにがみ ゆういち

谷上 裕一(名古屋北支部)

愛知第 3081 号

〒 460-0003

名古屋市中区錦一丁目 4 番 16 号

KDX 名古屋日銀前ビル 7 階

TEL 052-559-9801

FAX 052-559-9802

土地家屋調査士法人キャストグローバル

しみず せいじ

清水 誠治(東三支部)

愛知第 3082 号

〒 440-0872

豊橋市前田中町 13 番地の 1

TEL 0532-53-5640

FAX 0532-52-3205

はた さいし

幡多 聡(豊田支部)

愛知第 3083 号

〒 471-0017

豊田市寺部町二丁目 67 番地

TEL 0565-80-6927

FAX 設置中

※神奈川会から転入

5月の予定

10 日 総務・財務部会

11 日 企画(業務)・研修部会

12 日 企画(社会事業)・広報部会

14 日 支部対抗親善ソフトボール大会

25 日 理事会

27 日 令和 4 年度定時総会



事務所変更

奥山 賢二(名古屋東→名古屋西支部)

愛知第 2175 号

〒 496-0036

津島市愛宕町 6 丁目 117 番地

TEL 0567-74-7275・FAX 0567-74-7274

河合 宏憲(昭和支部)

愛知第 2973 号

〒 470-0125

日進市赤池三丁目 405 番地

ニッシンパークサイドマンション 203 号室

TEL・FAX は変更なし

杉浦 清和(岡崎支部)

愛知第 2275 号

〒 444-2147

岡崎市西藏前町字西屋敷 12 番地 7

TEL 0564-45-6279・FAX 0564-64-2313

退会者

生田 憲之(豊田支部)

愛知第 1594 号／昭和 51 年 9 月入会

遠藤 實(東三支部)

愛知第 1550 号／昭和 50 年 3 月入会

鈴木 康利(一宮支部)

愛知第 1678 号／昭和 54 年 4 月入会

森 義博(一宮支部)

愛知第 2459 号／平成 15 年 2 月入会

梶原 まり子(岡崎支部)

愛知第 3002 号／平成 31 年 4 月入会

祖父江 紘一(一宮支部)

愛知第 1568 号／昭和 50 年 4 月入会

土地家屋調査士法人の事項変更

土地家屋調査士法人 UT(岡崎支部)

使用人調査士の退職:愛知第 3002 号 梶原 まり子

土地家屋調査士法人キャストグローバル

(名古屋北支部)

使用人調査士の雇用:愛知第 3081 号 谷上 裕一

土地家屋調査士法人の退会

土地家屋調査士法人 つばさ(名古屋西支部)

18-0010／平成 19 年 10 月入会

社員から個人会員へ変更

愛知第 2186 号 堀田 孝

愛知第 2380 号 井上 征志

編集後記

日々、目の前の課題を解決することにまい進しています。良い結果や悪い結果、思い通りにならないこと、予測できていないことが続きます。

そんなとき、一息つくことができることがあります。イチゴの栽培です。

生まれて初めてのイチゴ栽培です。「ド」のつく素人なので、苗を買うときは、いろいろなことを確認しました。誰が育てても、ちゃんと実になる苗を買いました。

少しずつ葉が大きく、葉数も多くなり、花も咲いてきました。たくさんのイチゴを食べることができるのか、ものすごく楽しみです。

花は咲いたが、受粉はどうすればよいのだろう。このことが頭から離れません。一步一步の歩みが、とても難しく感じる今日この頃です。

(広報委員 吉田 明)



■ホームページの URL <https://www.chosashi-aichi.or.jp>

■発行人／梅村 守

■発行所／愛知県土地家屋調査士会 〒451-0043 名古屋市西区新道一丁目 2 番 25 号 TEL 052-586-1200